

# 夢基金の趣旨

令和2年10月

## 自らが創造し実践するまちづくりを支援します。

明日の新得を築いていくためには、わたしたち自らがその知恵と力を出し合いまちづくりに努力することが重要です。

わたしたちのささやかな願いや、小さな力がやがて大きなまちづくりの推進力となるのです。

町民一人ひとりの魅力あるふるさとづくりへの夢を大きく育て、その活動を支援するため『夢基金』が設けられました。

夢基金の目的は、町民の皆さんが自ら行うまちづくりを促し、その実践を支えることにあります。

## 町民皆さんの力を合わせ夢基金は育ちます。

町費に加えて、この事業に賛同される町民の皆さんや団体・企業などからの寄付金によって夢基金は育ちます。

夢基金は令和2年3月末で、原資の額は1億7千740万円となっています。

## 『夢基金』は町が管理し、利息相当分は『運営委員会』を通じ効果的に活用します。

個性的なふるさとづくりに挑戦したい個人や団体などは、事業の認定を夢基金運営委員会に申請します。

運営委員会は、申請を受けた事業の内容を審査し対象となる活動や事業を決定して、その実績に応じ補助金を交付します。

夢基金の管理は、町が行いますが、その利息相当分は夢基金運営委員会を通して夢基金事業に補助金として交付されます。

# 夢基金の事業

## 夢基金運営委員会の設置

夢基金事業で推進する事業の円滑な運営を図るため、町憲委員と町民の中から町民憲章推進協議会会長の推薦する12名が『夢基金運営委員会委員及び監事』として町長から委嘱を受けています。

委員の任期は2年、再任は妨げませんが半数以上は改選することとなっています。

## 個人、グループ、団体などだれでも申請し、活用できます。

町内に住所を有し、個性的なふるさとづくりに意欲のある個人、団体などで町税を完納していれば、事業を申請し補助を受けることができます。

対象となる事業は、地域おこし、地場産業の振興、人材育成、その他地域の活性化につながる事業となっており、その補助率と限度額は次のとおりです。

補助率	2/3以内※
限度額	100万円

対象となる費用は、  
事業に直接かかる  
経費だけで、団体  
などの運営費的な  
ものは除きます。

※ その事業が自己の利益につながらない場合で、自己資金が用意できないなど特別な場合は2/3を超えて補助することもあります。

補助金の交付は、原則として事業が終わり、完了報告に基づいて補助の金額が確定してからですが、必要な場合は事業申請に併せてその一部（補助金算出額の80%以内）を申請することもできます。

## 条件を満たしているものであれば、結果は問いません。

認定を受け補助を受けた事業は、失敗しても目的外使用や不正な使用を除き補助金を返還する必要はありません。

成功か失敗かが問題ではなく、自らの手で魅力あるふるさとづくりに挑むことが重要で、そこから何かが生まれることでしょう。

夢基金運営委員会では、皆さんの挑戦をお待ちし、支援いたします。

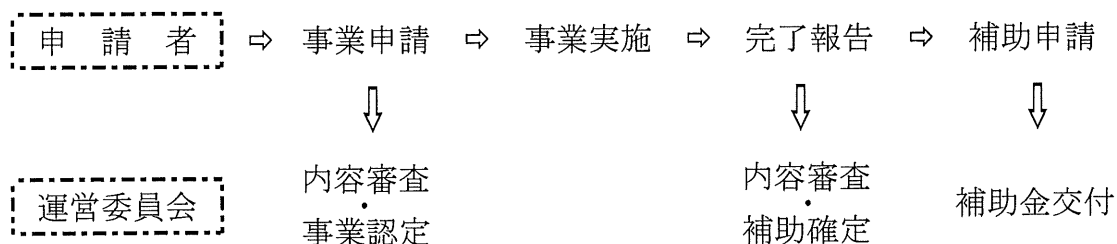
### 事業の条件

- 町民に成果の還元が期待されるもの
- 宗教的、政治的な宣伝などを目的としないもの
- 新しく始めるもの、または以前から行っていたものを拡大するもの
- 継続的な補助とならないもの
- 他の補助、助成制度を活用できないもの
- 全体計画及び将来構想に夢や可能性が感じられるもの

## 補助を受けるには、まず事業申請を！

次のような手順で対象事業が決まり、補助されます。

- ①申請者は、事業計画を立て委員会に事業認定申請書を提出
- ②委員会は、事業の内容を審査して認定の可否を決定し通知
- ③認定を受けた申請者は事業を実施し、完了報告書を提出
- ④委員会は、報告書の内容を審査し補助審査額を確定し通知
- ⑤確定通知を受けた申請者は、補助金交付申請書を提出
- ⑥補助申請を受けた委員会は、補助金を交付



## 補助を受けたら、夢基金の普及に協力を

夢基金事業の補助を受けたら、実施した事業の成果を発表していただくことがあります。また、3年間事業の進捗状況や活動状況等報告をしてもらいます。

これは、夢基金事業の普及やその取り組みを広く町民に知ってもらうこと、夢基金を利用した後の事業の様子を知らせていただくなどが目的で、多くの人に自ら行うまちづくりの意欲を持ってもらうお手伝いをお願いするものです。

## 事業についての問い合わせは、運営委員会事務局または運営委員・監事にお願ひします。

申請書など詳細な点は、夢基金運営委員会事務局またはお近くの運営委員にお気軽にお問い合わせください。

☆問い合わせ先／夢基金運営委員会事務局

新得町役場 町民課 住民活動係

TEL 64-0528 (内線156)

### 【運営委員】

委員	伊藤 仁 浩	一心の2
〃	阿部 安 美	栄 町
〃	西田 秀 稔	第1北進
〃	大多 優 子	南 進
〃	堀川 美津江	9 区
〃	川道 初 代	しらかば
〃	関 ゆり子	さくら
〃	平川 直 樹	南 進
〃	吉田 幸太郎	2 3 区
〃	新津 富美子	東 進

### 【監 事】

監 事	菊地 弘 美	若 草
〃	北西 由香里	新 栄

任期：令和2年10月1日 から 令和4年9月30日 まで